

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき株式会社の特別清算に関する法務省令を次のように定める。

株式会社の特別清算に関する法務省令

（目的）

第一条 この省令は、株式会社の特別清算に関し、会社法（平成十七年法律第八十六号。以下「法」という。）の規定による委任に基づく事項を定めることを目的とする。

（総資産の額）

第二条 法第五百三十六条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法は、法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額を総資産の額とする方法とする。

（債権者集会の招集の決定事項）

第三条 法第五百四十八条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次条の規定により債権者集会参考書類（法第五百五十条第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。）以下同じ。）に記載すべき事項

二 書面による議決権の行使の期限とする特定の時（債権者集会（法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した時から二週間を經過した時以後の時に限る。）

三 法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に定める事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限とする特定の時（債権者集会の日時以前の時であつて、法第五百四十九条第一項の規定による通知を發した時から二週間を經過した時以後の時に限る。）

ロ 法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者（法第五百十七条第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）に対しては当該協定債権者の請求があつた時に法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）をしなければならないこととするときは、その旨

ハ 一の協定債権者が法第五百五十六条第一項及び第五百五十七条第一項の規定により議決権を行使したときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

二 第四条第三項の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

(債権者集会参考書類)

第四条 法第五百五十条第一項の規定により交付すべき債権者集会参考書類に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該債権者集会参考書類の交付を受けるべき協定債権者が有する協定債権（法第五百十五条第三項に規定する協定債権をいう。）について法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項

二 議案

三 議案の提案の理由

四 前三号に掲げるもののほか、協定債権者の議決権の行使について参考となると認める事項

(議決権行使書面)

第五条 法第五百五十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第五百五十条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、この条の定めるところによる。

2 議決権行使書面には、議案ごとに、協定債権者が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、

別に棄権の欄を設けることを妨げない。

3 第二条第三号二に掲げる事項を定めた場合には、議決権行使書面には、前項に規定する記載のない議決権行使書面が招集者（法第五百四十八条第一項に規定する招集者をいう。以下同じ。）に提出されたときにおける各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容を記載しなければならない。

4 議決権行使書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議決権を行使すべき協定債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

二 書面による議決権の行使の期限

三 第二条第三号八に掲げる事項を定めたときは、当該事項

5 法第五百五十一条第一項又は第二項の規定により議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合における第四項第二号の規定の適用については、同号中「書面による」とあるのは、「電磁的方法による」とする。

6 第二条第三号ロに定める事項を定めた場合には、招集者は、法第五百四十九条第二項の承諾をした債権

者の請求があつた時に、法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

（書面による議決権行使の期限）

第六条 法第五百五十六条第二項に規定する法務省令で定める時は、第二条第二号の特定の時とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第七条 法第五百五十七条第一項に規定する法務省令で定める時は、第二条第三号イの特定の時とする。

（議事録）

第八条 法第五百六十一条の規定による債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 債権者集会が開催された日時及び場所

二 債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三 債権者集会に出席した清算人の氏名

四 債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

(日本にある外国会社の財産についての清算)

第九条 第二条から前条までの規定は、その性質条許されないものを除き、法第八百二十二条第三項において準用する法第五百三十六條第一項第二号、第五百四十八條第一項第四号、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項、第五百五十六條第二項、第五百五十七條第一項並びに第五百六十一條の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。